

## 吉見町競争入札参加資格者格付要領

### 第1 趣旨

この要領は、吉見町競争入札参加者の資格等に関する要綱（令和5年吉見町要綱第12号。以下「要綱」という。）第8条に基づき格付を行うに当たって、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 格付方法

格付は、第3に定める資格審査数値を基に第4に定める格付基準に従って、業種ごとに行うものとする。

### 第3 資格審査数値

資格審査数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値（要綱第8条に定める項目のうち経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第2に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、同告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」（以下「事務取扱別紙」という。）により算出した評点）とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者（以下「官公需適格組合」という。）及び経常建設共同企業体については、それぞれ次のとおり取り扱うものとする。

#### 1 官公需適格組合

（1）経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に定める項目の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行う。

ア 工事の種類別年間平均完成工事高

イ 工事の種類別元請年間平均完成工事高

ウ 自己資本額

エ 利益額

オ 技術職員の数

（2）経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の

組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）とする。

## 2 経常建設共同企業体

(1) 経営規模及び技術力の審査は、各構成員の次に掲げる事項の合計値を用いて国土交通省告示に定める基準に準じて行う。

ア 工事の種類別年間平均完成工事高

イ 工事の種類別元請年間平均完成工事高

ウ 自己資本額

エ 利益額

オ 技術職員の数

(2) 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）とする。

## 第4 格付基準

### 1 土木工事業

土木工事業に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基 準
A級	資格審査数値が850点以上の者
B級	資格審査数値が750点以上の者
C級	資格審査数値が750点未満の者

### 2 建築工事業

建築工事業に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基 準
A級	資格審査数値が850点以上の者
B級	資格審査数値が750点以上の者
C級	資格審査数値が750点未満の者

### 3 舗装工事業

舗装工事業に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基 準
A級	資格審査数値が850点以上の者
B級	資格審査数値が730点以上の者
C級	資格審査数値が730点未満の者

### 4 その他の業種

土木工事業、建築工事業及び舗装工事業以外の業種に係る格付は、次表の基準に従って行うものとする。

格付	基 準
A級	資格審査数値が750点以上の者
B級	資格審査数値が650点以上の者
C級	資格審査数値が650点未満の者

### 第5 格付の変更

要綱第11条に定める参加資格の有効期間内においては、格付の変更は行わないものとする。ただし、吉見町競争入札等業者選定委員会の議を経たときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。